

公 募 説 明 書

1 公募に付する事項

- (1) 件名
財務省共済組合大阪国税局支部組合員の福利厚生を目的とした自動販売機の設置及び管理
- (2) 目的
財務省共済組合大阪国税局支部組合員の福利厚生に資することを目的とする。
- (3) 業務場所
兵庫県尼崎市若王寺3丁目11番46号 大阪国税局業務センター室阪神分室第4棟
- (4) 業務委託期間
令和8年7月1日から令和10年3月31日まで
ただし、必要に応じ一度に限り5年を超えない期間で更新することができる。
- (5) 募集業者数
1業者
- (6) 業務委託内容
「仕様書」のとおり

2 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 各省各庁から指名停止等を受けていない者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められるなど、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (5) 法人税、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税並びに源泉所得税の滞納税額がないこと。
- (6) 本件公募に関する公募説明書、仕様書等（以下「公募説明書等」という。）の交付を受けた者であること。
- (7) 業務の一部又は全部を第三者に委託することなく運営を遂行することができる者であること。
- (8) 公募に参加するために必要な下記3(3)に示す応募書類等を下記3(1)に示す応募書類等の提出期限までに提出し、その審査に合格した者であること。
- (9) その他、業務の遂行上必要とされる法令及び規則を遵守できる者であること。

3 応募方法

- (1) 期限
令和8年6月5日（金） 17時00分まで（必着）
- (2) 提出方法
郵送（簡易書留等（レターパック可）の追跡可能な方法による。以下同じ。）、持参、メールのいずれかの方法により提出する。
なお、郵送又は持参による場合は各2部（原本1部、写し1部）を提出するものとし、メールによる場合は、原本1部をPDFで提出する。

(3) 提出書類

応募する者は、以下の書類を提出する。なお、提出書類は一切返却しないため、留意する。

イ 別紙様式1「公募参加申込書」

一切の応募手続を応募者本人（法人の場合は代表者）以外の者（以下「代理人」という。）が行う場合は、別紙様式2「委任状」を併せて提出する。

ロ 企画提案書

A4サイズで作成することとし、以下の項目について順に記載の上、20枚以内（片面のみ使用）とする。

なお、記載に代えて、各記載項目を網羅した資料を提出することも可とする。

- (イ) 公募の件名（上記1(1)のとおり）
- (ロ) 商品の補充及び使用済み容器の回収頻度等
- (ハ) 自動販売機の故障時の対応
- (ニ) 自動販売機の管理（メンテナンス）
- (ホ) 設置予定自動販売機の規格、機能
- (ヘ) 提供する商品のラインナップ
- (ト) 料金設定
- (チ) 回収箱の規格

ハ 添付書類

法人・個人の別に応じ、以下の書類を提出する。

【共通】

- ① 別紙様式3「指名停止等に関する申出書」
- ② 別紙様式4「誓約書」（「役員等名簿」を含む。）
- ③ 別紙様式5「行政処分等の内容及び改善措置状況」
- ④ 別紙様式6「提出書類チェック表」

記載に代えて、各記載項目を網羅した資料を提出することも可とする。

【法人】

- ① 直近3事業年度分の決算書（貸借対照表、損益計算書）の写し
- ② 会社概要書（任意様式）
- ③ 納税証明書 その3の3

なお、証明書は、提出日から遡って1か月以内発行のものとする。

【個人】

- ① 直近3年分の青色申告決算書又は収支内訳書（所得の内訳書を含む。）の写し
- ② 履歴書（任意様式）
- ③ 納税証明書 その3の2

なお、証明書は、提出日から遡って1か月以内発行のものとする。

(4) 提出（問合せ）先

大阪市中央区大手前1丁目5番63号 大阪合同庁舎第3号館
財務省共済組合大阪国税局支部（大阪国税局総務部 厚生課厚生係）

TEL：06-6941-5331（内線2214、2215）

メール：kousei0628@osa.nta.go.jp

(5) 留意事項

イ 応募する者は、公募説明書等の内容を十分承知すること。

ロ 公募参加届出書等の提出後、不明な点があったことを理由として、異議を申し立てることはできないこと。

ハ メールにより提出する場合は、メール送信後に上記(4)記載の連絡先に電話連絡すること。

4 質疑

公示、公募説明書及び仕様書について疑義が生じた場合には、上記3(4)記載の連絡先にて受け付ける。

なお、質疑の受付期限は、令和8年6月4日（木）17時までとする。

5 応募書類等の無効

- (1) 公示、公募説明書及び仕様書に示した資格のない者が提出した場合
- (2) 公募参加者の氏名（法人の場合は、法人名及び代表者の氏名）の記載がない場合
- (3) 提出された企画提案書に上記3(3)ロ(イ)～(フ)の項目が記載されていない場合
- (4) 添付書類の不足、必要事項の記載不備等がある場合

なお、上記3(3)公募参加申込書の添付書類のうち、該当書類の提出が不可能な場合、応募書類等提出期限までに上記3(4)記載の連絡先へ連絡の上、代替書類を提出した場合のみ無効の判断を当支部で決定し、決定事項についての異議申立ては受け付けられないものとする。

- (5) 虚偽の内容が記載されている場合

6 業務委託の相手方の決定

提出された企画提案書等を基に書類審査を行い、当方の審査に基づき選定作業を行い決定する。

なお、今回の公募に係る結果については、該当業者にのみ口頭により連絡するとともに、大阪国税局の掲示板に、選定された業者の名称等を、7月上旬から1か月間公示する。

おって、応募業者が1業者であっても、審査において一定の基準に達しない場合には、業者決定しない場合もある。

7 その他

- (1) 交付資料の取扱い

交付を受けた公募説明書等は、財務省共済組合大阪国税局支部組合員における職員の福利厚生を目的とした自動販売機の設置及び管理を公募により選定するために作成したものであり、他の目的に使用すること及び複写を禁止する。

- (2) 情報管理

この公募で知り得た情報に関しては、第三者に開示しないこと。

- (3) 公募において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

- (4) 契約保証金

免除する。

- (5) 契約事項

「契約書」の締結

- (6) その他

イ 本件公募に係る提出書類等の作成等に要する費用は、全て提出者の負担とする。

ロ 一旦受領した書類は返却しない。

ハ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。